

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成29年度の保険料について

保険料額決定通知書を7月上旬に発送いたしますので、ご確認ください。

保険料の決まり方（年額）

被保険者全員が納める額 均等割額 40,514円	+	所得に応じて納める額 所得割額 基礎控除後の所得×所得割率(7.41%)	=	青森県の保険料 限度額 57万円
--------------------------------	---	--	---	------------------------

- * 保険料率（均等割額・所得割率）は昨年度から変更ありません。
- * 基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。
- * 所得が一定額以下の場合は、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

保険料の軽減率の変更について

平成29年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の軽減率が変わりました。

▷所得割の額が変わる方

年収約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減となります。

▷均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者：75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件：単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方、または75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など。

平成28年度までの均等割は特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減となります。

保険料を年金からの引き落としで納めている方

実際に引き落とし額が増えるのは、10月からとなります。

引き落とし額の間違いではありませんので、ご注意ください。

保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

問…国保年金課 内線2337 青森県後期高齢者医療広域連合 Tel017-721-3821

介護保険のお知らせ

平成29年度の保険料について

特別徴収（年金から天引き）の方には「特別徴収額決定通知書」（はがき）を、普通徴収（納付書による納付や口座振替による納付）の方には「納入通知書」（封書）を7月1日付けで送付します。

保険料を滞納すると

特別な事情がないにもかかわらず、保険料を一定の期間滞納すると、介護サービスを利用するときの保険給付の支払方法の変更や、保険給付の全部または一部の支払いの一時差し止め、保険給付額の減額等の保険給付の制限を受けることがあります。

また、督促手数料や滞納期間に応じて延滞金が増加されます。保険料は必ず納期限内に納めましょう。

保険料の減免について

経済的理由などにより生計維持が困難な方は、申請により要件を満たした場合に限り、減免を受けられることがありますので、納期限までにご相談ください。

問…介護福祉課 内線2453

防災行政無線による訓練放送を行います

市では、地震や津波などの災害時に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんへお伝えするため、防災行政無線の訓練放送を行います。

日時…7月5日(水) 10:15頃（訓練放送）

対象地域…市浦地区沿岸部

放送内容

- ①チャイム
- ②「こちらは、五所川原市です」
- ③「只今から訓練放送を行います」
- ④緊急地震速報チャイム音
- ⑤「緊急地震速報。大地震です。大地震です」
- ⑥「これは、訓練放送です」
- ⑦(④、⑤、⑥繰り返し)×2
- ⑧「こちらは、五所川原市です」
- ⑨「これで訓練放送を終わります」
- ⑩チャイム

* 当市以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

* 気象・地震活動等の状況によっては、訓練を中止することがあります。 問…総務課 内線2116